

(写)

長門市告示第 114 号

令和 7 年 6 月長門市議会定例会招集告示（令和 7 年長門市告示第 107 号）の付議  
事件に次のとおり追加する。

令和 7 年 6 月 10 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 11 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）

第 12 号 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

令和 7 年 6 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

## 目 次

### 議案

第 11 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）

第 12 号 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

議案第 12 号

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

令和 7 年 6 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

長門市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年長門市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                    |                       |                  | 現行                                     |                       |                  |
|--|-----------------------|------------------|--|-----------------------|------------------|
| 別表(第 2 条、第 5 条関係)<br>非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額 |                       |                  | 別表(第 2 条、第 5 条関係)<br>非常勤の職員の報酬及び費用弁償の額 |                       |                  |
| 区分                                     | 報酬                    | 費用弁償             | 区分                                     | 報酬                    | 費用弁償             |
| (略)                                    |                       |                  | (略)                                    |                       |                  |
| 選挙長、開票管理者                              | 日額 <u>12,200 円</u>    | 一般職の職務にある者の旅費相当額 | 選挙長、開票管理者                              | 日額 <u>10,800 円</u>    | 一般職の職務にある者の旅費相当額 |
| 投票所の投票管理者                              | 日額 <u>14,500 円</u> 以内 |                  | 投票所の投票管理者                              | 日額 <u>12,800 円</u> 以内 |                  |
| 投票所の投票立会人                              | 日額 <u>12,400 円</u> 以内 |                  | 投票所の投票立会人                              | 日額 <u>10,900 円</u> 以内 |                  |
| 共通投票所の投票管理者                            | 日額 <u>14,500 円</u> 以内 |                  | 共通投票所の投票管理者                            | 日額 <u>12,800 円</u> 以内 |                  |
| 共通投票所の投票立会人                            | 日額 <u>12,400 円</u> 以内 |                  | 共通投票所の投票立会人                            | 日額 <u>10,900 円</u> 以内 |                  |
| 選挙立会人、開票立会人                            | 日額 <u>10,100 円</u>    |                  | 選挙立会人、開票立会人                            | 日額 <u>8,900 円</u>     |                  |
| 期日前投票所の投票管理者                           | 日額 <u>12,800 円</u> 以内 |                  | 期日前投票所の投票管理者                           | 日額 <u>11,300 円</u> 以内 |                  |
| 期日前投票所の投票立会人                           | 日額 <u>10,900 円</u> 以内 |                  | 期日前投票所の投票立会人                           | 日額 <u>9,600 円</u> 以内  |                  |
| 指定病院等における不在者投票の外部立会人                   | 日額 <u>12,400 円</u> 以内 |                  | 指定病院等における不在者投票の外部立会人                   | 日額 <u>10,900 円</u> 以内 |                  |
| (略)                                    |                       |                  | (略)                                    |                       |                  |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 6 月 4 日から適用する。